

【再評価】

番号	事業区分	事業名	事業概要	事業採択年度	事業費 〔億円〕 上:全体 下:R1未まで (進捗率)	前回評価年度	再評価 該当要件	(※1)前回評価時からの 費用対効果分析の要因の変化				※2 前回 B/C 分析を 省略	事業進 捗等の 大きな 変更の 有無	対応 方針 (原案)	備 考		
								A	B	C							
										1	2					3	4
1	河川	斐伊川総合水系環境整備事業	斐伊川水系は、その源を島根県仁多郡奥出雲町の船通山に発し、宍道湖、大橋川、中海、境水道を経て日本海に注ぐ幹川流路延長153km、流域面積2,540km <sup>2</sup> の一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、斐伊川水系の水環境改善を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	H16	182 (82%)	H30再	再評価を実施する必要がある事業		■					有	継続		
2	河川	旭川総合水系環境整備事業	旭川は、岡山県の中央部に位置し、その源を中国山地の朝鍋鷲ヶ山に発し、瀬戸内海に注ぐ、幹川流路延長142km、流域面積1,810km <sup>2</sup> の一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、旭川水系で安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	H25	9 (41%)	H27再	再評価を実施する必要がある事業			■		■	■		有	継続	

【事業進捗等に大きな変更がある事業】となる選定要因(判定フローに該当のチェック)  
判定フローで、「NO」と判定された項目がある場合に「事業進捗等に大きな変更がある事業」となる。(※「NO」と判定された項目に「■」を記載)

※1:「前回評価時からの費用対効果分析の要因の変化等」判定基準

- A. 事業目的に変更がない。
- B. 社会経済情勢の変化がない。(例:地元情勢等の変化がない。)
- C. 前回評価時において実施した費用便益分析に関する要因に変化がない。
  - 1. 費用便益分析マニュアルの変更がない。[例:B/C算定方法に変更がない。]
  - 2. 需要量等の変化がない。[需要量等の減少が10%以下]
  - 3. 事業費の変化[事業費の増加が10%以下]
  - 4. 事業展開の変化[事業期間の延長が10%以下]

※2:前回費用対効果分析を実施している。

【事後評価】

番号	事業区分	事業名	事業概要	事業採択年度	事業完了年度	事業費 〔億円〕	備 考
1	道路	一般国道9号 仁摩・温泉津道路	一般国道9号は、京都府京都市から山口県下関市までを結ぶ延長約730kmの主要幹線道路である。 一般国道9号仁摩・温泉津道路は、島根県大田市仁摩町大田と島根県大田市温泉津町今浦を結び、緊急時の代替路線の確保、現道の隘路区間の解消、観光・医療・物流活動を支援するとともに、広域交流の促進及び地域活性化への寄与を目的とした延長11.8kmの自動車専用道路である。	H16	H26	511	
2	道路	中国横断自動車道 尾道松江線(尾道～三次)	中国横断自動車道尾道松江線は、広島県尾道市を起点とし島根県松江市に至る国土開発幹線自動車道である。 中国横断自動車道尾道松江線(尾道～三次)は、広島県尾道市美ノ郷町三成から広島県三次市四拾貫町に位置し、瀬戸内海側地域と日本海側地域を結ぶ幹線道路として、緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上、輸送時間の短縮、安全・安心の確保、沿線地域の産業・経済の発展を目的とした49.9kmの高速自動車国道である。	H9	H26	1,506	

【報告(河川法に基づき、河川整備計画変更に係る審議を行った事業)】

番号	事業区分	事業名	事業概要	前回評価年度	策定年度 上:今回 下:前回	計画開始 (採択)年度	計画終了 年度	事業費 〔億円〕 上:全体 下:R1未まで (進捗率)	備 考
1	河川	旭川直轄河川改修事業	旭川では平成30年7月豪雨において、平成25年3月策定の河川整備計画の目標流量を超過。 このため、令和元年6月に河川整備計画を変更し、年超過確率1/70程度の洪水に対して、洪水 氾濫による浸水被害の防止又は軽減を図る。また、既往最高潮位を記録した平成16年8月の台風第16号による高潮が再び発生しても、浸水の防止を図る。	H28再	R1  H24	R2	R21	82  (0%)	R1. 5. 21「第9回明日の旭川を語る会」審議 R1. 6. 28旭川水系河川整備計画変更・公表

# 令和元年度 第3回 中国地方整備局事業評価監視委員会 対象事業位置図

